

## 吸收分割に係る事後開示書面

(吸收分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)  
(吸收分割承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2025 年 4 月 1 日

京成電鉄株式会社

京成電鉄バスホールディングス株式会社

## 吸收分割に係る事後開示書面

2025年4月1日

(吸收分割会社)  
千葉県市川市八幡三丁目3番1号  
京成電鉄株式会社  
代表取締役社長 小林 敏也

(吸收分割承継会社)  
千葉県市川市八幡三丁目3番1号  
京成電鉄バスホールディングス株式会社  
代表取締役社長 河合 義一

京成電鉄株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び京成電鉄バスホールディングス株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2024年12月20日付で締結した吸收分割契約（以下「本吸收分割契約」といいます。）に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、分割会社を吸收分割会社とし、承継会社を吸收分割承継会社とする吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行いました。本吸收分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸收分割が効力を生じた日

2025年4月1日をもって効力を生じております。

#### 2. 吸收分割株式会社における次に掲げる事項

##### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸收分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸收分割に該当するため、会社法第784条の2ただし書の規定により、分割会社の株主は本吸收分割をやめることを請求することはできません。

##### (2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸收分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸收分割に該当し、会社法第785条第1項第2号の規定により株式買取請求を行うことができる株主がいないため、分割会社は、会社法第785条の規定による手続を実施しておりません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社において会社法第 787 条第 1 項第 2 号に規定する新株予約権はないため、分割会社は、会社法第 787 条の規定による手続を実施しておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 1 月 20 日付官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 吸收分割承継会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、本吸收分割をやめることを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本吸收分割は、承継会社において会社法第 796 条第 1 項に規定する略式吸收分割に該当し、会社法第 797 条第 2 項第 2 号の規定により株式買取請求を行うことができる株主がいなかったため、承継会社は、会社法第 797 条の規定による手続を実施しておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 1 月 20 日付官報において債権者に対する公告を行い、2025 年 1 月 20 日に知っている債権者に対する催告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸收分割により吸收分割承継会社が吸收分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である 2025 年 4 月 1 日をもって、分割会社から本吸收分割契約に記載された事業に関する資産、債務その他の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2025 年 4 月 1 日（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、吸收分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上